

事務連絡
令和2年5月12日

各高齢者施設・住まい } 管理者様
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について

介護サービス事業所におかれましては、感染防止対策に留意の上、サービス提供を継続いただいていることに深く感謝申し上げます。

このことについて、令和2年5月11日付けで厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

今般、新型コロナウイルス感染症専門家会議の議論を踏まえ、国事務連絡（介護保険最新情報 vol.832）別添のとおり「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（以下「相談・受診の目安」という。）が改訂されました。

「相談・受診の目安」の内容を御確認いただき、貴施設の職員の皆様が正しい認識を持つとともに、職員も含め、利用者等について適切な相談及び受診がなされるよう、適切な御対応をお願いいたします。

また、これまでに示された社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点等における相談・受診の目安及び「新型コロナウイルス感染が疑われる者」に係る記載については、今般改訂された相談・受診の目安に読み替えるものとされています。

本事務連絡について、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますので御確認ください。

<参考>

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ 森 (内線 4855)

保健・居住施設グループ 戸塚 (内線 4859)

在宅サービスグループ 辻 (内線 4841)